

公益財団法人 公益法人協会 第12回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成23年6月7日(火) 16時～18時15分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部5階第五会議室
- 3 出席者 理事総数 15名、定足数 8名
(出席) 太田達男、片山正夫、金沢俊弘、鈴木勝治、田中 皓、土肥寿員、
長瀧重信、堀田 力、宮川守久、宮川康雄、山本 正
注) 堀田理事は第3号議案説明時に入室、着席した。
(欠席) 浦上節子、加藤広樹、福原義春、水野淳二郎
(監事出席) 高宮洋一、中田ちず子、平川純子
(オブザーバ出席) 森川洋典
- 4 議事の経過の要領及びその結果
議 案 第1号議案『平成22年度事業報告及び附属明細書の承認』の件(承認事項)
第2号議案『平成22年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及
び附属明細書並びに財産目録の承認』の件(承認事項)
第3号議案『役員等候補選出委員会へ提出する役員等候補者名簿』の件
(承認事項)
第4号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件
(決議事項)
報告事項 ①「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」の募金及び支援金
配分の状況について
②第10回理事会以降の職務執行の状況について
③震災関係指定寄附金について
④公益認定等委員会の動向及び認定・認可答申の状況について

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

①第1号議案『平成22年度事業報告及び附属明細書の承認』の件(承認事項)

②第2号議案『平成22年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認』の件(承認事項)

評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が連続して行われた。

初めに理事長より、22年度事業計画にある3つの基本方針及び東日本大震災への緊急対応につき、次のとおり事業報告が行われた。

＜基本方針1＞「出版物、Web、シンポジウム等の活用並びにメディア及び各地市民社会組織との連絡を密にすることにより、新制度を通じた民間公益活動の推進と寄附文化の醸成に努めること」

「寄附文化の醸成」については、平成23年度税制改正において特に寄附金の年末調整適用と財産寄附に係る特定財産寄附信託制度の創設を求め、要望・提言活動を続け一定の成果を得たこと。また、寄附金に係る税額控除制度について、公益法人にPST要件を課することに反対し活動したが、結局政府提出法案にはこれが規定されたことから、その確認申請手続について極力簡素化するよう要望、その方向での調整がされる方向となっている。

国内非営利組織との連携については、後出「東日本大震災対応」のとおり大震災救援活動に参加する非営利組織との情報共有、連帯に努めた。また、海外非営利組織については、インデペンデントセクター、CIVICUS、AGNA、NCVO、台湾公益団体自律聯盟などの会合に参加、海外事情の収集、国内情報の発信に努めたこと、他。

＜基本方針2＞「会員団体をはじめとする現存公益法人が円滑に新制度へ移行できるよう、相談室、セミナー及び出版物の発行等支援体制を一層強化、充実させること。併せて、新設法人の公益認定を支援すること」

相談室事業では、過去最高の面談相談1,055件、電話相談3,810件に対応した。併せて、内閣府委託事業として官民コラボによる相談会を、東京中心に15回実施し、延べ1,019法人が利用した。

セミナー事業では、会計セミナー等を合計46回開催する外、少人数の連続講座「認定申請はやわかり塾」を前年度に引き続き東京、大阪及び名古屋で都合18コース開催した。新しい試みとして、公益認定等委員会委員・担当官を招き、事業内容・法人類型別の「グループ別情報交換会」を10回開催した。

ブログ「公法協の認定申請日記」による情報提供とQ&Aも知識の普及に大きな役割を果たした他、『新公益法人制度 認定申請はやわかり』『同 認可申請はやわかり』など各種参考書を出版した。機関誌『公益法人』は、「特例民法法人の円滑な移行支援」を基本コンセプトとし、新制度への対応及び移行問題を中心に編集した。

＜基本方針3＞「新制度の運用状況を監視するとともに、必要ある場合にはその是正を求め、さらに根本的解釈が必要な場合には、早期に法令・ガイドライン等改正の運動を展開すること」

第二次民間法制・税制調査会の検討成果として、「公益法人制度改正の要望」を22年4月にまとめた。また、同「要望」に則し、財務基準等10項目からなる公益法人制度改正の要望を政府及び与党へ提出(同月)、枝野内閣府特命担当大臣には面談の上説明し要望した(同5月)。その結果、法改正はならなかったものの、

移行審査における運用・解釈面での弾力化がある程度実現した。また、寄附税制についても活発な要望活動を行った。

＜東日本大震災対応＞「新制度の運用状況を監視するとともに、必要ある場合にはその是正を求め、さらに根本的解釈が必要な場合には、早期に法令・ガイドライン等改正の運動を展開すること」

大震災直後の3月14日、救援活動に従事する公益法人・特例民法法人・特定非営利活動法人を中心とする非営利団体や被害を受けた現地福祉施設などに配分することを目的に「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」を立ち上げた。同16日には(公社)成年後見センター・リーガルサポートが自らの募金活動の受け皿としてこの基金へ参加した。

4月以降は、松岡紀雄氏を委員長とする支援金の配分委員会委員5名及び情報提供アドバイザー2名を委嘱、金沢専務以下3名を3日間仙台市に派遣(4月6日)、せんだい・みやぎNPOセンター及び岩手を含むその紹介団体並びにその他の諸団体計23団体から情報提供を受けた。5月28日現在、総額1,873万円余の寄附があり、すでに4月15日及び5月13日の2回に分け計26団体に1,235万円を配分した。また、非営利団体が加盟する「東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)」及び「東日本大震災復興NPO支援・全国プロジェクト」の世話人として参加、救援基金による支援活動を通じて、現地市民団体等との交流と情報収集に努めている。

内閣府が収集した公益法人等の震災関連活動事例及び独自に取材した迅速かつ専門性を生かした数々の事例を基に、インターネットによる広報活動を行うとともに、民主党をはじめ与野党関係者にアピールし、寄附税制の充実を要望した。これらの事例は、5月20日に実現した指定寄附金の包括告示に、大きな支援材料となった。

次に、議長の求めに応じて、金沢専務理事より次のとおり第2号議案の説明があった。

22年度は、貸借対照表に記載されているとおり、当期一般正味財産増減額が1,871万円となり大変良い決算ができた。その結果、流動資産もほぼ同額の1,893万円増加した。また、3月14日から同月31日の期間において、当協会に寄附された東日本大震災関連の寄附金841万円は、指定正味財産として受入れ、第11回理事会(決議の省略)でご承認いただいた当協会の寄附金100万円と合わせた941万円は、特定資産(支援金資金)として計上した。

正味財産増減計算書(経常収益)の入会金・会費収益をみると、会員数が40団体純増(前年度26団体増)した結果、入会金・会費収益は前年に比べ286万円増加し11,186万円となった。事業収益は、5事業合計で前年に比べ952万円増加し1億円を超える11,609万円となった。内訳をみると、出版事業収益は2,752万円の前年を下回ったが予算はほぼ達成した。相談事業収益は、内閣府相談会受託分として483万円(予算時は未計上)と非会員の有料相談が増えたことで前年度収益を大きく上回

った。セミナー事業は、会計セミナーの好調と認定はやわかり塾の参加費を改定したことで前年に比べ944万円増加し6,270万円となった。機関誌事業は、広告収入が不調で、前年に比べ221万円減収し1,281万円となった。情報公開事業収益は、利用者獲得に力を入れたこともあり、前年収益をほぼ確保するとともに予算を大きく達成（115.83%）し803万円となった。

経常費用は、事業収益が全体で8.94%増加したにもかかわらず、本年度も費用の削減と効率化を推進したこともあり、前年に比べ1.33%増の277万円程度と小額の増加にとどまり21,023万円となった。経常費用の内訳をみると、人件費は前年に比べ179万円増加したが、これは内閣府相談会受託に伴う要員1名他の人件費が増加したことが主な理由である。物件費の中で、大きな差異を生じた科目をみると、旅費交通費と会場費が共に200万円以上増加したが、これは事業の拡大に伴うものである。また、印刷製本費の304万円の減少は、年度末の書籍在庫（貯蔵品）が282万円増加したことに対する調整である。当期経常増減額は、前年に比べ972万円増加し1,931万円となった

東日本大震災関連の寄附金841万円は、指定正味財産増減の部の当期指定正味財産増減額（寄附金受取支援金）として計上したが、23年度においては公益目的事業Ⅰ（普及啓発事業）の「国内外非営利組織との連携」として支出されることになる。定期提出書類は、6月末までに行政庁に提出するが、この寄附金841万円は、別表C（2）控除対象財産においては、6号財産の公益目的事業に計上する。

正味財産増減計算書の内訳表は、経常収益の各部門も経常費用の各科目も、予算時点での従事割合等の比率をそのまま使用する、いわゆる「自然体」で作成した。その結果、収支相償は第一及び第二段階で、ともにマイナスであり、公益目的事業比率は87.5%、遊休財産も公益目的事業の経常費用を大きく下回り財務三基準はすべて問題がない。

法人会計の当期一般正味財産増減額は1,952万円となるが、これを原資に、一つは23年度に小規模法人の公益認定申請を支援する救済事業を実施したい。この事業は、公益目的事業Ⅱ（支援・能力開発事業）の「セミナー事業」の中で、認定はやわかり塾の特殊版的なものとなるが、約500万円を計画している。二つは、24年度に当協会は創立40周年を迎えるので、その周年事業に約400万円程度を使いたいと考えている。

また、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

（宮川康雄理事） 寄附金について。組織としての配分委員会の性格は。

（太田理事長） 理事長（代表理事）の諮問機関である。

(宮川康雄理事) 定款に基づく公益法人協会の専門委員会には入らないということか。

(太田理事長) 定款上の委員会には該当しない。

(宮川康雄理事) そうすると、理事会決議を受けた委員会規程には拘束されないということか。

(太田理事長) そう考える。

(宮川康雄理事) 配分そのものは理事長に一任ということになるのか。被災活動に従事するNPOなり法人なりにお金を渡すのは重要な業務執行である。代表理事の業務執行の形態には3つのカテゴリがあると思う。①理事会で重要な業務執行を決定し、決定に基づいて代表理事が事務的にそのとおり執行する。②理事会が決議し代表理事にその執行を一任する。③理事会決定がなくても業務執行が代表理事に委任されている。寄附金の配分という行為はそのどれに属するのか？私は金額が大きいので、重要な業務執行の決定すなわち①と思うが。

(太田理事長) 理事に委任できない事項の中に重要な財産の処分があるが、どのようなものが一般法人法第90条第4項第一号に規定する「重要」であり「重要」でないかというのはその時々総合的な判断に基づくものであり、一概にどこからどこまでが重要であり重要でないかとはいえない。処分の目的、金額、資金の性格、タイミング(緊急性)等総合的に個々に判断するべきもの。今回の大震災救援基金の配分は配分委員会の決議に基づき理事長が執行できる性格のものと思っている。

(平川監事) 特定寄附金(大震災救援基金)の募集自体は事後承認ではあるが、決議(3月30日付書面決議)があったと認識している。寄附金規程に基づき、資金使途も含めて追認されている。

(宮川康雄理事) 資金使途はクリアだと思うが、Aという団体、Bという団体どこに渡すかというのはきわめて重要な判断だと思う。万一怪しい団体に寄附金を送り詐欺行為にひっかかってしまったらどうするのか？そこまでを考えないとしても、寄附者からの期待を担って集まったお金を、公益法人協会のお金なら自由に渡すことができるかもしれないが、具体的にどこに渡すかというのは重要な判断が求められると思う。理事会で決めなくていいのか。

(平川監事) 書面決議をいただいた時には募集目論見書を示して理事の方々が同意をされている。目論見書には「(5 救援基金の配分)として、公益法人協会内に設ける有識者から構成する配分委員会により、適切な配分先を決定する」と明記されている。

(宮川康雄理事) 配分委員会というネーミングにもかかわらず、定款上の委員会ではないという説明は無かった。当然、委員会規程に則って運営されるべきものと考えられる。委員会規程を見てみるとルールは理事会の承認を得るとなっている。今回、ルールは理事長が決めている、メンバーも理事長が決めている。理事長に一任するという決議はなされていない。

(平川監事) その委員会規程は、会社組織を形作る上での法人組織の一部としての委員会（コーポレートオーガン）の規程である。今回の配分委員会は委員会規程に基づく委員会ではないと解釈している。

(宮川康雄理事) 配分委員会が委員会規程に乗った委員会だと思った方に過誤があったということか。義援金である場合は良いが、支援金でAかBかCか、30団体から15団体を選ぶのは重要な判断。その具体的な配分は理事会にかけべきではなかったか。

(宮川守久理事) このような緊急事態の際には、執行役員が全責任を持って先走らなくてはならない。これができるのが、非営利法人の特質。平常時の事務処理とは異なるのは、ある程度仕方がない。最近の認定等委員会だより（5月27日付け）にもあるが、民間非営利組織はとにかく募金活動や義捐金等の出捐を早くやってください、委員会への連絡も事後の届け出でよい、決議の省略の方法もありますよといっている。

(宮川康雄理事) 決議の省略もやむを得ず、緊急事態だから先に走るというのもやむを得ないというのは分かるが、せめて追認をとるべきではなかったか。

(太田理事長) 100年に一度の国難とも言うべき事態に遭遇し、このような募金を開始し、それを一日でも早く被災地支援団体に支出するという行為は代表理事に当然一任されていると考えている。それも理事長が勝手に配分するのではなく、わが国でも最高の被災地情報と知見を持つ配分委員会の決定により支出しているのです、越権行為とは思えない。

(宮川康雄理事) 決議の省略もできますよ、というのは決議をしなさいということ。

(太田理事長) 先ほど宮川守久理事の引用した認定委の大震災関連の「よくある誤解への回答（FAQ3）」は法人が義捐金等を出捐する場合、機関決定が必要かという質問に対し、基本的には法人のガバナンスの問題で必ずしも機関決定は必要ということではない、仮に必要と判断する場合でも決議の省略方法がありますということを行っている。同じFAQ1は募金する場合、これが公益目的事業の変更になる場合であっても事後の届出で良い、変更にあたらない場合は届出も不要といっている。公法協の場合は公益目的事業1に該当する。

(宮川守久理事) 公益法人協会が真っ先に走り出したということは大変に結構な傾向だし、認定委を含む社会全般の流れにあえて棹を差すのはどうか。

(宮川康雄理事) 理事長に一任されたということ、ここで追認されたらどうか、ということをお願いしたい。

(太田理事長) 時間さえあれば法律的には不要ではあっても、実務的には個別の配分先を各理事に事前にご連絡をするということもした方が良かったのかもしれないが、お気持ちは分かるが利益相反行為でもないのだから改めて追認決議をする必要はない。

(山本理事) 緊急事態において少しでも早く現地にお金を届けることについて、一々理事会の承認が必要と考えなければならないのか。

(宮川康雄理事) 本来緊急事態でなければ決議を行なわなくてはならなかったことであるはず。本来手続を踏むべきところ、あの緊急事態だったので手続を飛ばしたということであれば、今ここで合意したらどうですかということ。

(太田理事長) 書面決議された募金目論見書に従って手続をしているのであって、改めてこの場でそのような形式的決議をする必要はないと考えている。

(平川監事) 本件の特定寄附金は確かに額からすると多額だが、特定の目的のために募金した特定寄附金は、信託的に預かり、口座も分けていたということなので、定款第 44 条第 2 項で理事会決議が必要とされる重要な財産の処分には当たらないと解される。そして実質的にも、一般寄付金の財産処分の場合と異なり、特定寄附金の財産処分については多額であっても、寄附金等取扱規程第 4 条第 1 項で募集目論見書を理事会に提出して理事会承認を経ることから、募集目論見書中に記載された財産処分の方法も含めて理事会承認を経ている。特定寄付金の財産処分方法を含めて理事会承認を同意書の形で既に得ている以上、重ねての理事会の承認は必要ないとする。

以上の議論の結果、第 1 号議案及び第 2 号議案は原案どおり承認された。

③第 3 号議案『役員等候補選出委員会へ提出する役員等候補者名簿』の件(承認事項)

太田理事長より『役員等候補選出委員会』から 6 月 23 日の定時評議員会終結の時をもって任期を満了する理事(15名全員)及び監事(3名中2名)並びに現在定数上限に満たない評議員の若干名追加につきそれぞれ、理事会より候補者を推薦するよう依頼があったこと、また選出委員会から次のとおりの意向が示された旨説明した。

①理事については最低 4 分の 1 ぐらいは新人を考慮、ジェンダー、年齢、地域的バランスも考慮されたい②公益法人に限らず広く市民社会組織やその周辺の有識者も考慮されたい③監事は現監事の重任でどうか④評議員は定足数を維持しているものの 4 名前後この際推薦して欲しい。

以上のうち①についてはそこまでの交代は困難だが、②～④については極力これに配慮し候補者リストを作成した旨説明があり、審議した結果原案どおり承認された。

④第 4 議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件(決議事項)

太田理事長より、定時評議員会を下記要領にて招集するため、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日 時 平成23年 6 月 23 日(木) 10 時開始

場 所 学士会館(千代田区神田錦町)

目的である事項等

- ・平成22年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成22年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細

書並びに財産目録の承認

- ・評議員の選任
- ・理事の選任
- ・監事の選任

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(3) 報告事項

①「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」の募金及び支援金配分の状況について

金沢専務理事より、救援基金に関する目論見書、配分委員会内規、同名簿、6月6日までの総寄附金額（1,970万円）及び配分要綱につき、資料に基づいて説明がなされた。また、4月14日に第一回配分委員会が、5月11日に第二回配分委員会が開催され、合わせて26団体に総額1,235万円（一件当たり50万円程度）が支出されたとの説明があった。本救援基金は、被災地域に住所地を置く団体を対象として、直接の救援活動に対し支援するものであり、人件費やガソリン代等の管理費としての使途も認めているなど支出先のNPO法人に想像以上に喜ばれた。また、すべての寄附者へ、配分先と金額を記載した報告書を出状している旨の説明があった。

②第10回理事会以降の職務執行の状況について

鈴木専務理事より、第10回理事会以降の職務執行の状況につき資料に基づき説明があった。公1では、移行後の実際の運営に関する質問が多くなっていることから、『公益法人運営はやわかり』『公益法人会計はじめの一步』などが出版される予定であること。公2では、内閣府相談会の開催が20回予定されており、5月に至っては内閣府の要請で3回開催したこと、また、「はやわかり塾」の地方開催の参加者がやや低調であること。公3では、専門委員会として税制委員会の開催、調査研究において非営利法人法研究会を開催したことをはじめ、4月5日付で当協会が法務省に要望していた平成24年4月1日(日)の移行登記が事実上可能になった旨、内閣府のホームページで4月下旬公表されたことが報告された。また、23年度税制改正については、4月中旬以降、民主党、自民党の関係議員他各方面と面談、説明を行い、震災特例税制法案において公益法人等への寄附も認定NPO法人同様に特定震災指定寄附金とするよう要望を重ねていたが、5月20日付で公益法人につき財務大臣の指定寄附金に包括する告示があったことが報告された。法人管理としては、昨年に続いて内閣府相談会業務を落札したこと及び役員等候補選出委員会を開催したことについて報告があった。

③震災関係指定寄附金について

鈴木専務理事より、震災関係指定寄附金について報告があり、②のとおり財務大臣による指定寄附金の包括告示があった。対象となるのは被災地で実際に活動を行う公益法人であり、例えば助成のみ行う公益法人は対象とならないが、認定NPO法人と並んでこのステータスを得た意義は大きいと考えている、とのことであった。

また、この震災関係特定寄附金については、本理事会前日の6月6日、財務省及び内閣府公益認定等委員会の担当官を招いて公益法人向けに説明会を開催したことが併せて報告された。

④公益認定等委員会の動向及び認定・認可答申の状況について

鈴木専務理事より、移行に関する全国の認定・認可及び申請の状況について、資料をもとに報告があった。報告によると、移行認定又は認可を受けた法人は全体の1割弱であるが、最近の傾向としては処理が以前に比べて迅速になっている。また、公益認定申請の場合はベクトルがしっかり公益を向いていればよいということ、申請書の内容が例えば60%程度であっても早めに申請するように行政庁が指導していること等、大きな変化をみている、とのことであった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時15分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成23年7月7日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 高宮 洋一

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子

